

# 1 ご入居時の注意点

## [物件が決まり、ご入居前の準備]

### ご入居時の届出・手続き一覧表

ご入居時に必要な役所への届出やその他手続きは、下記一覧をご参照ください。

届出 / 手続きの種類	届出先	期間
転出届（住民登録）	現住所の役所	転居の14日前より受付
転入届（住民登録）	新住所の役所	転居後14日以内
印鑑登録		転居後すぐに
各種年金の住所変更届		
各種健康保険の住所変更届		
母子健康手帳の住所変更届		
各種手当 / 福祉金などの住所変更届		
転校手続き	学校	転居決定後すぐに
運転免許証の住所変更届	所轄の警察署	転居後すぐに
自動車・バイクの登録変更手続き	所轄の陸運事務所	
原付バイクの届出	新住所の役所	
郵便物の転送手続き	郵便局	転居日までに
電話の移転手続き	ご契約の電話会社	
電気・ガス・水道の手続き	各担当窓口	
住所変更通知	勤務先・金融機関など	
粗大ゴミの申込み	各市区町村	

※その他、お勤め先で定められた事項は、別途ご確認をお願いします。

## [引越し時の注意点]

### 引越し用トラックの駐停車・ゴミの処分

引越し用のトラックは、他のご入居者様や近隣住民のご迷惑にならないように配慮してください。また、引越しの際に出た梱包材や粗大ゴミ類は、市区町村のルールに従い処分してください。

### 電気温水器がある場合について（オール電化）

電気温水器はブレーカーを上げるだけではご使用になれません。入居当日からお湯をお使いいただくために、引越しの2～3日前までに、各電力会社へお申込みください。

### 室内に不備がないかチェックをしましょう

壁紙が汚れている、床にキズがあるなどは、物件管理者（管理会社、貸主）に報告しましょう。報告を怠ると、いつの時点で発生したキズや汚れかわからず、ご退室時に原状回復費用を請求されてしまいます。

### 荷物の搬入・搬出時において

大きな荷物の運搬で、エレベーター・廊下・階段など建物の様々な施設・設備を破壊・破損しないよう、防護用の毛布・ダンボールでガードするなど万全の対策を立て、作業を進めてください。

※運搬中のキズ・破損については、その修繕費用はご入居者様の負担となりますので、充分にご注意ください。

### 冷蔵庫・洗濯機・エアコンなどの設置について

冷蔵庫・洗濯機・エアコンなどの電化製品は、コンセントや蛇口、排水口の位置により設置場所が決まっています。指定の場所以外には設置しないでください。

#### ！ポイント

該当箇所は写真などで記録を残しておくことで、ご退室の際に不要な請求が発生することを防ぐ有効な手段となります。